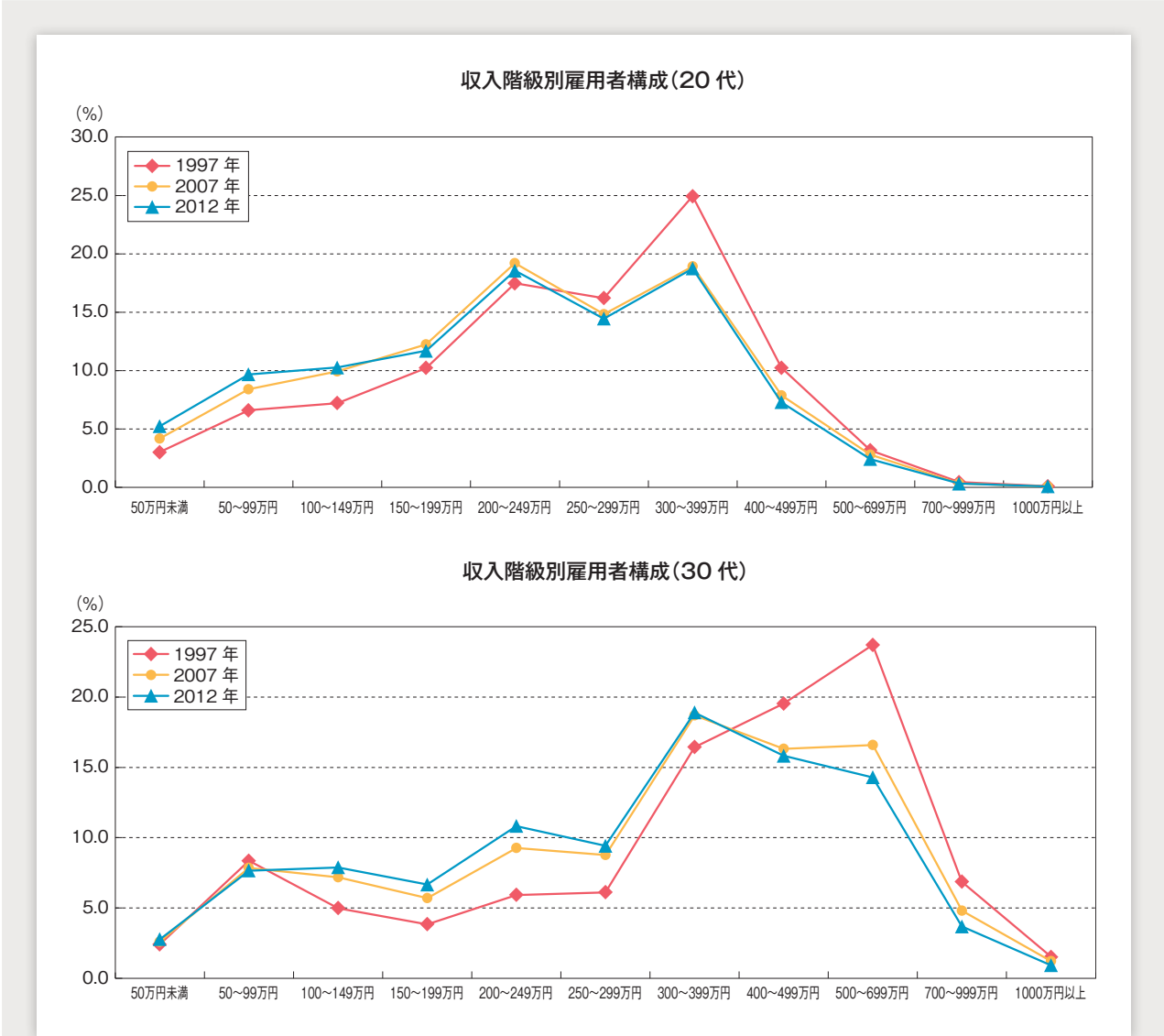


(若い世代などの所得の伸び悩み)

20代、30代の所得分布をみると、20代では、1997（平成9）年には年収が300万円台の雇用者の割合が最も多かったが、2012（平成24）年では、200万円台前半の雇用者とほぼ同じ割合となっている。また、30代では、1997年には年収が500～699万円の雇用者の割合が最も多かったが、2012年には300万円台の雇用者が最も多くなっている。

第1-1-11図 20代・30代の所得分布

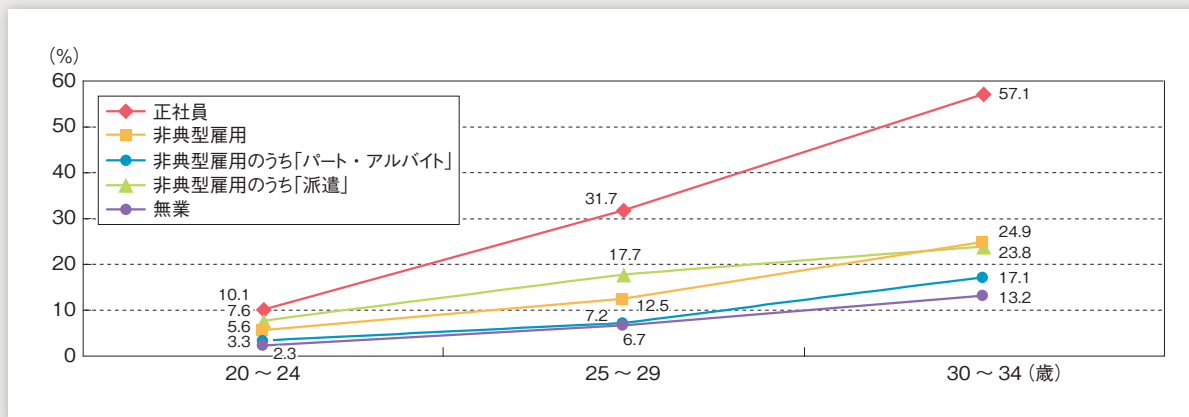


資料：総務省「就業構造基本調査」

(就労形態などによる家族形成状況の違い)

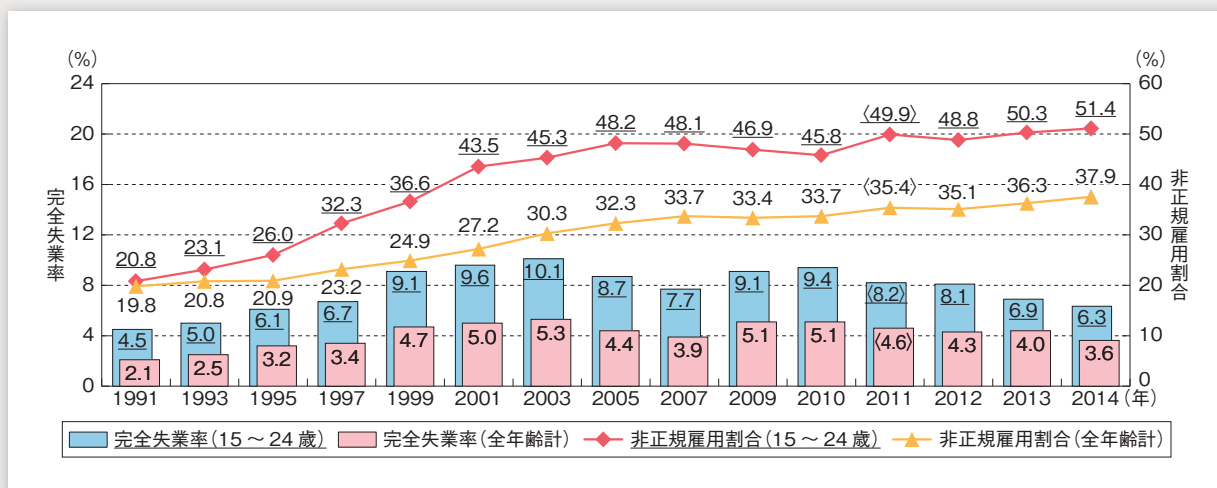
30～34歳の男性においては、非典型雇用の人々の有配偶率は正社員の人々の半分以下となっているなど、就労形態の違いにより家庭を持てる割合が大きく異なっていることがうかがえる。

第1-1-12図 就労形態別配偶者のいる割合（男性）



資料：労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」（2009年）
 注：就労形態分類については、「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」における定義による。「非典型雇用」は、「パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託など、正社員以外の呼称で働いている被雇用者」と定義されている。

第1-1-13図 若年者の完全失業率と非正規雇用割合

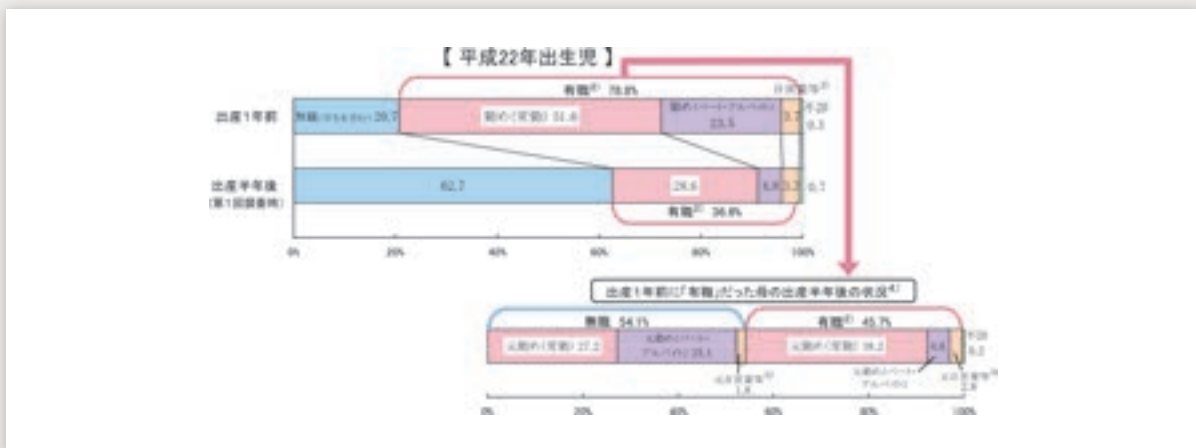


資料：総務省「労働力調査」、「労働力調査特別調査」
 注：1. 非正規雇用割合については、2001年までは「労働力調査特別調査」（2月調査）、2002年以降は「労働力調査（詳細集計）」（1～3月平均）による。調査月（2001年までは各年2月、2002年以降は1～3月平均の値）が異なることから、時系列比較には注意を要する。
 2. 労働力調査では、2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査実施が一時困難となった。ここに掲載した、2011年の〈 〉内の数値は補完的に推計した値（2005年国勢調査基準）である。

（依然として厳しい女性の就労継続）

女性の就労をめぐる環境をみると、出産1年前に仕事をしてきた2010（平成22）年出生児の母のうち、出産前後に仕事をやめた母の割合は54.1%となっており、2001（平成13）年出生児の母の67.4%から13.3ポイント減少している。一方、仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさでやめた人が退職者の26.1%を占めるなど、依然として女性の就労継続が厳しい状況にある。

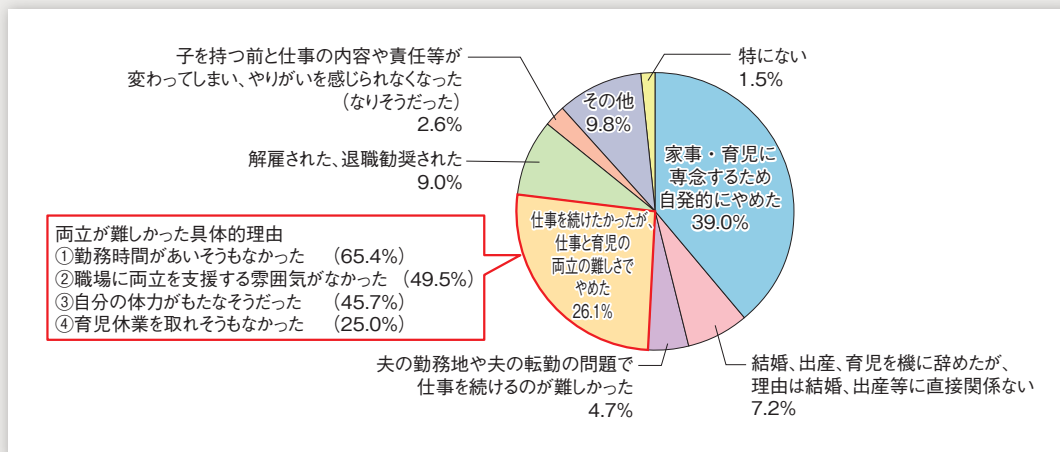
第1-1-14図 きょうだい数1人（本人のみ）の母の出産1年前の就業状況別に見た出産半年後の就業状況



資料：厚生労働省「第1回21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）」

- 注：1. 第1回調査の回答を得た者（総数「平成22年出生児」38,554）のうち、母と同居、きょうだい数1人（本人のみ）の者（総数「平成22年出生児」18,100）を集計している。
2. 「有職」には、育児休業中等の休業を含む。
3. 「自営業等」は、「自営業・家業」、「内職」、「その他」である。
4. 出産1年前に「有職」だった母の出産半年後の状況は、母の出産1年前の就業状況「有職」の者（総数「平成22年出生児」14,261）を100として集計している。

第1-1-15図 妊娠・出産前後に退職した理由

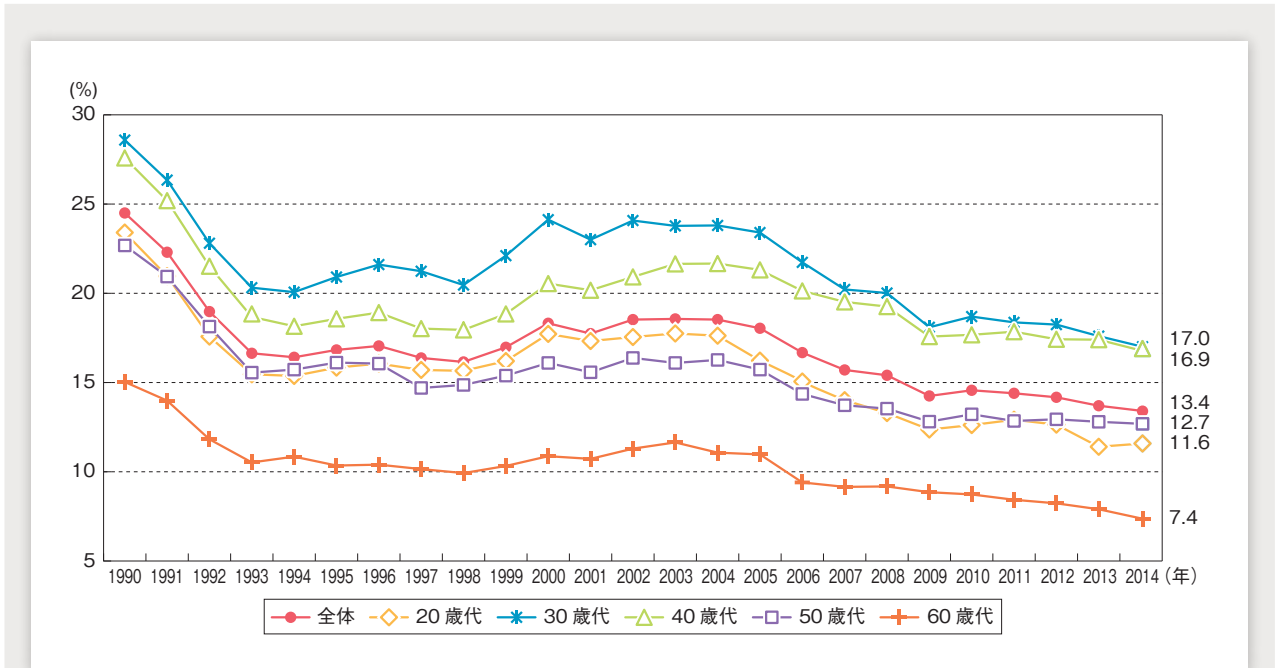


資料：三菱UFJリサーチ & コンサルティング「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」（厚生労働省委託）（2008年）

(子育て世代の男性の長時間労働)

男性について週60時間以上の長時間労働をしている人は、どの年代においても、2005（平成17）年以降ほぼ減少傾向にある。しかしながら、子育て期にある30代男性については、17.0%が週60時間以上の就業となっており、ほかの年代に比べ最も高い水準となっている。

第1-1-16図 年齢別就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移



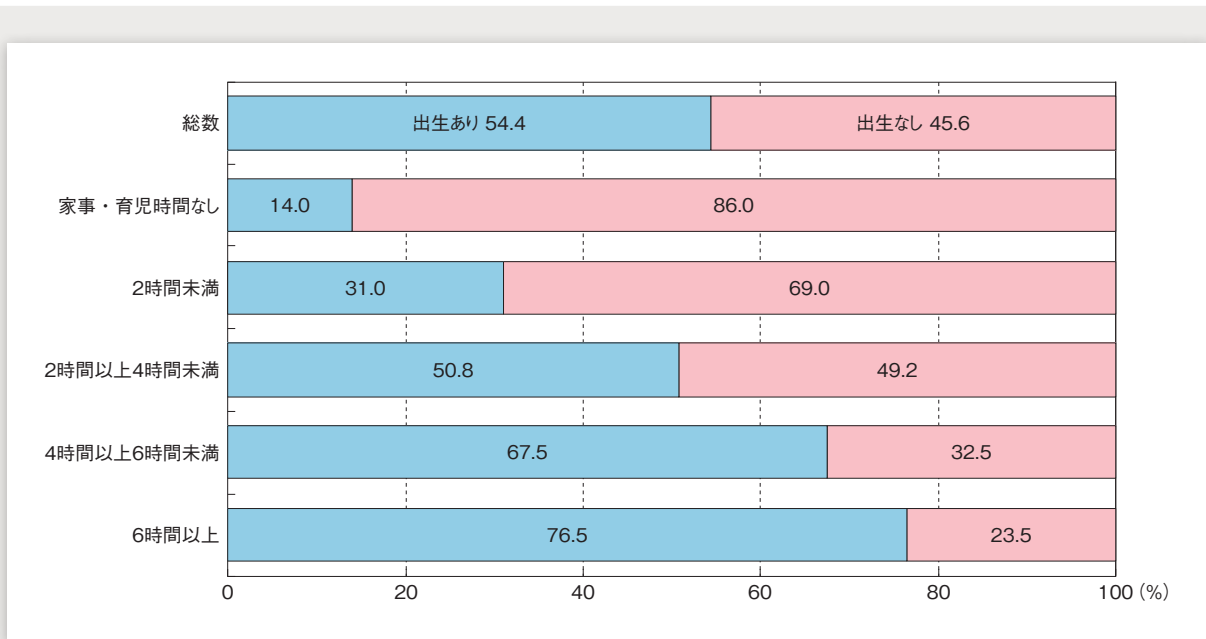
資料：総務省「労働力調査」

- 注：1. 数値は、非農林業就業者（休業者を除く）総数に占める割合。
 2. 2011年の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国結果。

(男性の家事・育児)

夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生割合には正の関係性があるが、男性が子育てや家事に費やす時間をみると、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日当たり67分となっており、先進国中最低の水準にとどまっている。

第1-1-17図 子供がいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの10年間の第2子以降の出生の状況



資料：厚生労働省「第11回21世紀成年者縦断調査」（調査年月：2012年11月）より内閣府作成。

注：1. 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第11回調査まで双方が回答した夫婦

②第1回調査時に独身で第10回調査までの間に結婚し、結婚後第11回調査まで双方が回答した夫婦

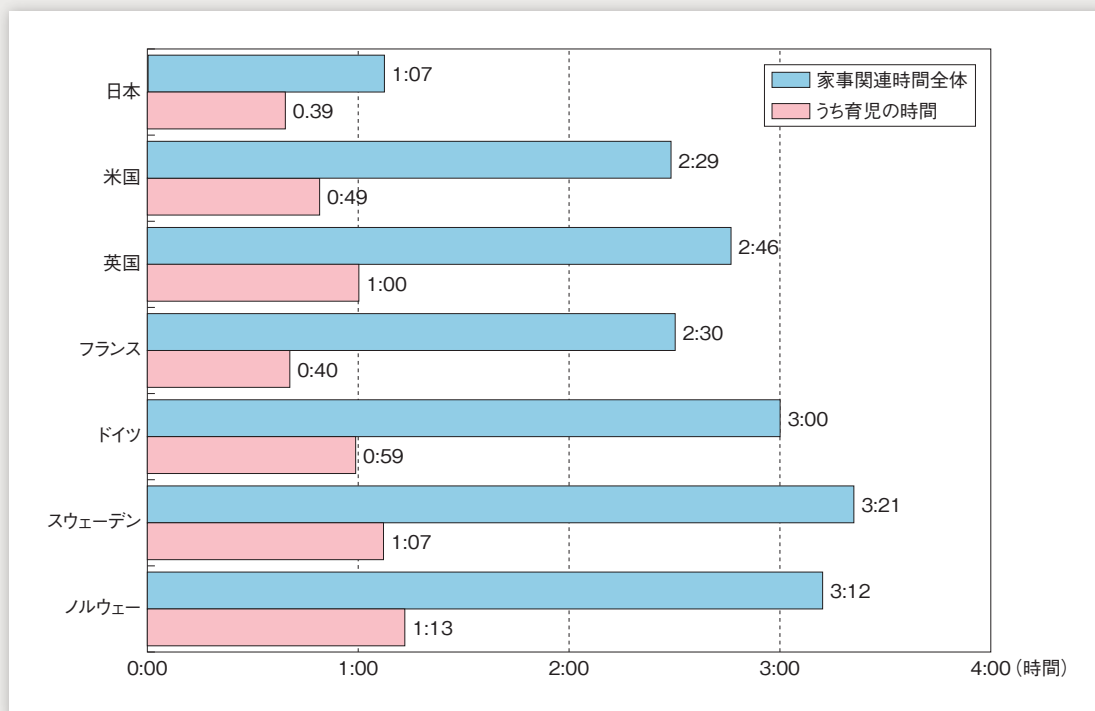
③出生前調査時に、子供1人以上ありの夫婦

2. 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第10回調査時の状況である。

3. 10年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4. 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

第1-1-18図 6歳未満の子供を持つ夫の家事・育児関連時間（1日当たり・国際比較）



資料：Eurostat “How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men”（2004）、Bureau of Labor Statistics of the U.S. “American Time Use Survey”（2013）及び総務省「社会生活基本調査」（2011年）より内閣府作成。

注：日本の数値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）である。

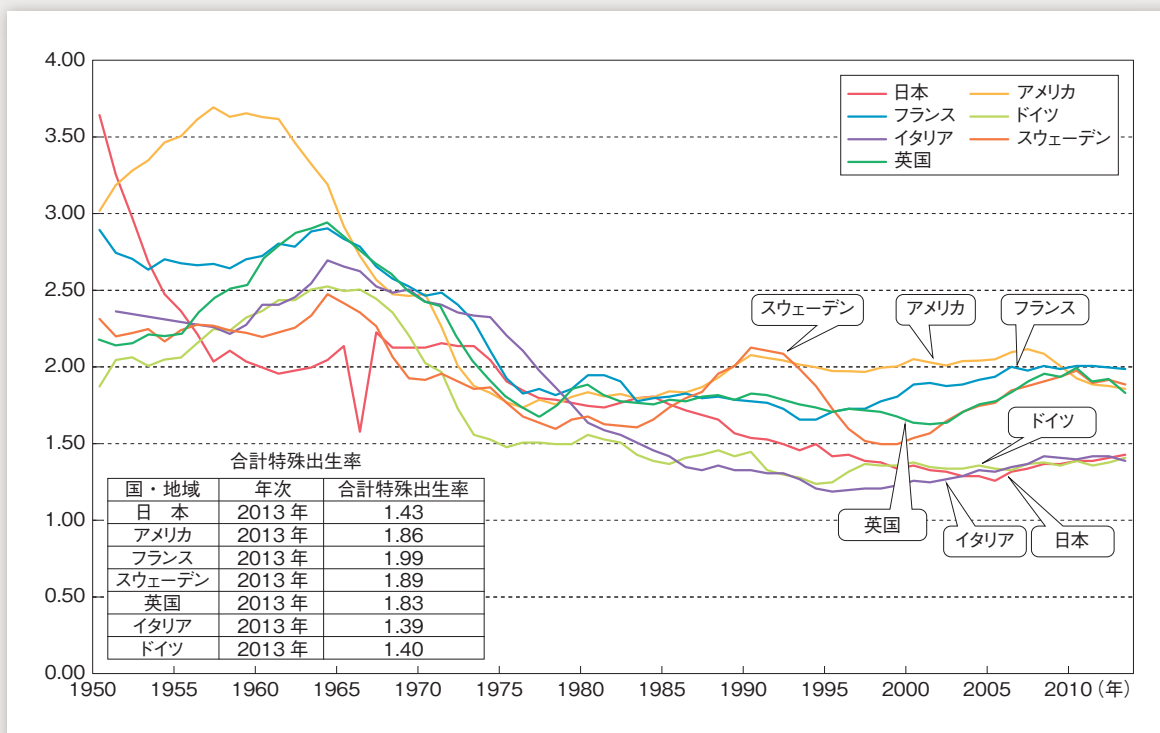
5. 諸外国との国際比較

(諸外国における出生率の状況)

主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英国、イタリア、ドイツ）の合計特殊出生率の推移をみると、1960年代までは、全ての国で2.0以上の水準であった。その後、1970（昭和45）年から1980（昭和55）年頃にかけて、全体として低下傾向となったが、1990（平成2）年頃からは、出生率が回復する国もみられるようになってきている。

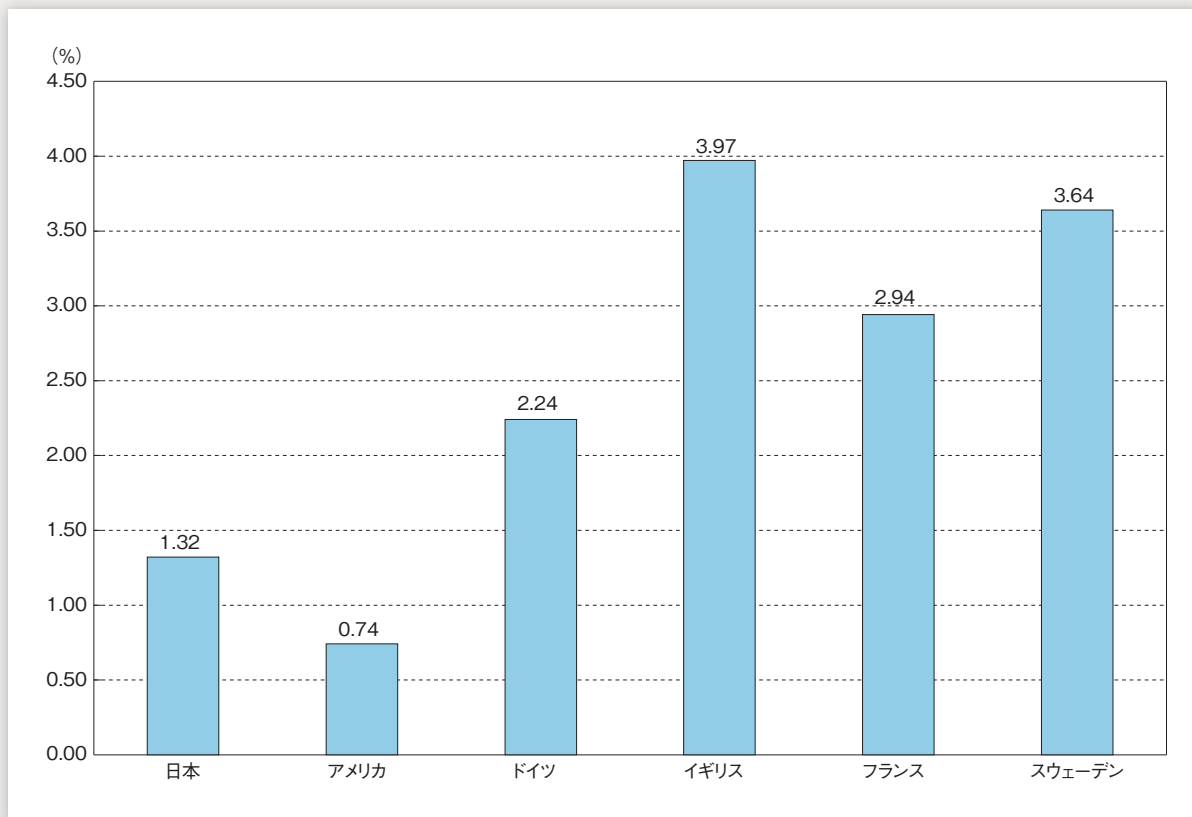
我が国は、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さいことが指摘されている。国民負担率などの違いもあり単純に比較はできないが、家族関係社会支出の対GDP比をみると、我が国は、1.32%（2012年度）となっており、フランスやスウェーデンなどの欧州諸国と比べておよそ4割程度となっている。

第1-1-19図 主な国の合計特殊出生率の動き（欧米）



資料：ヨーロッパは、1959年まで United Nations “Demographic Yearbook”等、1960年以降は OECD Family database（2013年2月更新版）による。ただし、2013年は各国の政府統計機関等。アメリカは、1959年まで United Nations “Demographic Yearbook”、1960年以降は OECD Family database（2013年2月更新版）による。ただし、2013年は “National Vital Statistics Report”。日本は、厚生労働省「人口動態統計」。

第1-1-20図 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較



出典：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」（2012年度）

注：1. 家族関係社会支出…家族を支援するために支出される現金給付及び現物給付（サービス）を計上
 児童手当：給付、児童育成事業費等

社会福祉：特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付諸費、児童保護費、
 保育所運営費

協会健保、組合健保、国保：出産育児諸費、出産育児一時金等

各種共済組合：出産育児諸費、育児休業給付、介護休業給付

雇用保険：育児休業給付、介護休業給付

生活保護：出産扶助、教育扶助

就学援助制度

就学前教育費（OECD Education Databaseより就学前教育費のうち公費）

2. 日本は2012年度、アメリカ、ドイツ、イギリス、フランス、スウェーデンは2011年度